

定例監査の結果及び意見について

地方自治法第 199 条第 4 項の規定による定期監査を実施しましたので、同条第 9 項の規定により、次のとおりその結果を報告します。また、同条第 10 項の規定により、意見を提出します。

記

1 監査対象及び実施期間

監 査 対 象	実 施 期 間
福岡総合行政センター ・ 地域振興課 ・ 産業建設課 平成 30 年 4 月 1 日から令和元年 5 月 31 日までに執行された所掌事務事業について	令和元年 9 月 30 日 ） 令和元年 10 月 28 日

2 監査を実施した監査委員

廣 嶋 康 雄 玉 井 隼 也 高 畠 義 一

3 監査の着眼点

共通監査項目として以下の事項に重点を置いて、監査を実施した。

- (1) 委託料の執行状況
- (2) 工事等の執行状況
- (3) 補助金の執行状況
- (4) 指定管理者制度の運用状況
- (5) 歳入金の収納状況及び不納欠損の状況
- (6) 行政財産の目的外使用の状況
- (7) 資金前渡金の管理状況
- (8) 備品の管理状況
- (9) 監査対象の所管する重点事業の執行状況
- (10) 前回監査での指摘事項等に対する措置状況

4 監査の主な実施内容

平成 30 年度において執行された事務事業が関係法令に基づいて適正に処理されているかについて行った。監査に当たっては、あらかじめ資料の提出を求め、関係職員から説明を聴取するとともに、関係帳票等の監査を実施した。

5 監査の結果及び意見

経理事務及びその他の事務処理について監査したところ、適正に処理されていた。なお、事務の執行等について、次のとおり意見を提出する。

(1) 意見

高岡市と福岡町が合併してから約 15 年の歳月が経過している。今後、公共施設の再編と組織のあり方について地域住民と十分に協議を進められたい。

(地域振興課)